令和6年度第1回 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議 次 第

日時 令和6年8月7日(水) 14時00分~16時00分

場所 あけぼのビル501会議室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議事
 - (1)埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画の 進捗について
 - (2)県の取組について
- 4 その他
- 5 閉 会

資料一覧

(資料1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画の進捗について

(資料2)県の取組について

(参考資料1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画全文

(参考資料2) 令和5年度の予算事業について

(参考資料3) 令和6年度の予算事業について

(参考資料4) 今後のスケジュール

ご議論いただきたいポイント

- 〇埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり 基本計画の進捗について
 - ・実施事業の内容について
- 〇県の取組について
 - 新たなアライを増やす取組
 - ・効果的な広報について

「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」関連事業調書

事業評価の分類 A順調 B やや遅れている C 遅れている

資料1計画の進捗について

·						会和 5 年度	令和6年度						
通し番号	将載ページ	基本方針	具体的施策	推進項目	事業名	当初予算額 (単位:干円)	当初予算額(単位:千円)	事業・取組	令和5年度事業実績	事業評価	評価の理由	担当部局	関係課
1	21	I 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等 への意識啓発	① 性の多様性に 関する意識啓発 ア	性の多様性を尊重 した社会づくり推 進事業	25, 858	32, 536	性の多様性に関する啓免資料の作成、配布 県HPによるLG5TGボータルサイトの作成、啓発 サイタマ人権ボータルTwitter、にじいる県民相談SNSに よる啓発	・医療機関向けリーフレットを6,000部、不動産業界に向けたリーフレットを10,000部作成した。その他前年度に作成した基礎知識ガイド等について適宜配布を行った。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	А	性的マイノリティ当事者が困難を抱えやすい医療機関や 不動産業界向けのリーフレットを作成することで、より 意義のある啓発活動を行うことができた。	県民生活部	人権・男女共同参画課
2	21	I 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	① 性の多様性に 関する意識啓発 イ	性の多様性を尊重 した社会づくり推 進事業	25, 858	32, 536	①人権・同和問題啓発講師による啓発 ②1.68F0県民講座による啓発 ③1.68F0県民講座による啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	①人権・同和問題啓発講師の派遣を実施した。(107回・8,236人) 8,236人) (2性の多様性についての正しい理解が進むよう、県民向 けにオンラインで講座を実施した。(25,052名参加) ③県内大学と連携した取組として、埼玉大学の学園祭に おいて、大学生主体でワークショップ等の出展を形 た。 一般社団法人にじ一ず遠蔽代表に講師を依頼し、「性の 多様性を尊重した子供・若者の居場所づくり」講座を開 催した。	Α	講座の受講者が目標数(にじいろ県民講座:令和5~7年度累計22,000人)を大きく上回った。 大学生の取組や「性の多様性を尊重した子供・若者の居場所づくり」講座を通し、県民やこども、若者に関わる支援者等に理解を広めることができた。	県民生活部	人権・男女共同参画課
3	21	I 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	① 性の多様性に 関する意識啓発 イ	①埼玉版放課後児 童健全育成事業 ②保育士研修等事 業	①13, 692 ②733, 221	①13, 692 ②811, 534	① 放課後児童支援員等を対象に実施している放課後児童 クラブ中堅者研修の一部で、性の多様性に関する理解が 促進するように努める。 ②保育士等を対象に実施している研修の一部で、性の多 様性に関する理解が促進するよう努める。	①11月~12月に2日間、合計825名の放課後児童 支援員が研修を受講した。 ②保育士等資質向上研修において、インクルーシブ保育 (L0810等多様な特性・背景を持つ子供への配慮)をデー マとし、126名が受講した。	A	①放課後児童支援員等が研修を受講し、性の多様性に関 する理解が促進された。 ②保育士等が研修を受講し、性の多様性に関する理解が 促進された。	福祉部	こども支援課
4	21	I 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等 への意識啓発	② 事業者向け研修 の実施	性の多様性を尊重 した社会づくり推 進事業	25, 858	32, 536	企業向けLGBTO研修(にじいろ企業研修)の実施	企業において性の多様性についての正しい理解が進むよう、企業向けに研修を実施した。(派遣研修17社・オンライン研修352件)	A	派遣研修とオンライン研修を実施し、事業者の理解が促進された。 進された。 講師派遣研修について、定員(16社)を上回る申込があ り、研修の回数を追加した。	県民生活部	人権・男女共同参画課
5	22	I 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等 への意識啓発	③ 県職員に対す る研修等の実施	「彩の国さいたま 人づくり広域連 合」負担金	156, 44 5	152, 241	県職員を対象とした研修において、LGBTOについて学ぶ機 会を設けている。	①新規採用職員研修(人権問題概論)受講者 416人 ②主査研修 人権問題概論 受講者 204人 ③ダイバーシティ推進 受講者 92人	А	多様性に関する研修を多くの職員が受講した。	総務部	人事課
6	22	I 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等 への意識啓発	③ 県職員に対す る研修等の実施	性の多様性を尊重 した社会づくり推 進事業	25, 858	32, 536	①人権・同和問題啓発講師による啓発 ②「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハン ドブック」による観員への啓発	新規採用職員への研修等に人権・同和問題啓発議師の派 進を実施した。 「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンド ブック」や県民講座により職員への啓発を実施した。ま た、各所属に性の多様性の尊重推進員を配置し、推進員 向けの研修を行った。	А	職員に対し啓発するとともに、性の多様性尊重推進員に 研修を通じて、所属全体に性的マイノリティに関する理 解が広まるよう知識を拡充した。	県民生活部	人権・男女共同参画課
7	22	I 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等 への意識啓発	③ 県職員に対す る研修等の実施		0	0	「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンド ブック」を基に教養資料を作成し、性の多様性に関する 理解を深める教養を実施。	性的指向・性自認に関する理解を深めるため、「県職員 のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック」 等を基に教養資料を作成し、全職員に性の多様性につい て関知した。	А	計画的に性の多様性に関する理解を深める教養を実施した。	警察本部	警務部教養課
8	22	I 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発		性の多様性を尊重 した社会づくり推 進事業	25, 858	32, 536	県HPのLGBTOボータルサイトによる情報免信 サイタマ人権ボータルTwitter、にじいろ県民相談SNSに よる情報免債 場玉県 多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査、 にBTOに関する企業アンケート調査の実施、県政サポー ター簡易アンケートの実施	県IPの性的マイノリティポータルサイトによる情報発信 やにじいる県民相談アカウントによるSNSでの情報発信を 行った。 展改世論調査で性的マイノリティに関する調査を行っ た。	A	県HPやSNSにおいて、性の多様性施策に係る発信を行った。 た。 果改世論調査により、アライの認知度等を把握できた。	県民生活部	人権・男女共同参画課
9	22	I 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施		200	100	男女共同参画に関する各種譲渡会の実施	講演会の一つとして、おとなの性教育2023「自分のから だのことは自分で決める!『性と生殖に関する健康と権 利』」を実施した。 10月21日(土)参加者254人(後日動画配信含む)	А	参加者の満足率が90.7%と、有意義な講演会を実施できた。	県民生活部	男女共同参画推進センター
10	22	I 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係 る人権教育の推進	① 児童生徒に対す る教育の実施	性の多様性を尊重 した教育推進事業	0		性の多様性を尊重した教育推進事業 ・児童生徒の発達段階に応じた啓発資料の配布 (小学校 5年生〜高校3年生の児童生徒) ・啓発資料を活用するための教職員向け指導資料集の配 布	・令和3年度に作成した児童生徒の発達段階に応じた啓 発資料(データ版)を小学校5年生~高校3年生の児童 生徒に配布し、活用を促した。さらに、啓発資料を活用 するため、令和4年度に作成した教職員向け指導資料集 (データ版)を配布した。	A	・児童生徒の発達段階に応じた、性の多様性の尊重に関する理解増進の取組を実施できている。	教育局	人権教育課

通し番号	掲載ページ	基本方針	具体的施策	推進項目	事業名	令和5年度 当初予算額 (単位:千円)	令和6年度 当初予算額 (単位:千円)	事業・取組	令和5年度事業実績	事業評価	評価の理由	担当部局	関係課
11	22	I 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係 る人権教育の推進	② 教職員等への研 修の実施	私立学校人権教育研修推進費	375	278	私立学校教職員人権教育研修会の実施 年11回 (私立小中高等学校、幼稚園、専修各種学校の教職員を 対象に性の多様性を含む人権教育研修会を開催し、性の 多様性に関する理解を深める。)	・私立学校教職員人権教育研修会の実施 年II回 研修会参加者 計903人	A	人権教育研修会を開催し、私立小中高等学校、幼稚園、 専修各種学校の教職員を対象に、人権・男女共同参画課 等による講演を通じ、性の多様性に関する理解を深める ことができた。	総務部	学事課
12	22	I 性の多様性に関 する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	② 教職員等への研 修の実施	・人権感覚育成事業 ・性の多様性を尊重した教育推進事業	174	0	①人権感覚育成指導者の養成 ・「人権感覚育成指導者の養成 ・「人権感覚育成プログラム」を活用した実践ができる 指導者を学校に配置するための研修会の実施 ・「人権感覚育成プログラム(学校教育編)第2集」の 周知 ②教育局等職員への研修 ・「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック」(県民生活部作成)の周知	・人権感覚育成指導者研修会を実施し、2.782人が参加した。また、各種研修会において「人権感覚育成プログラム」の活用について周知した。 ・教育局等職員の研修において、多様な性の在り方について情報提供を行った。	Α	・市町村教育委員会やPTA等と連携し、性の多様性の 募重について理解を深める取組を進めることができている。	教育局	人権教育課
13	23	I 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係 る人権教育の推進	③ 家庭、地域社会 における学習機会 の提供	性の多様性を尊重した教育推進事業	0	0	性の多様性を尊重した教育推進事業 ・保護者向けLGBTの啓発動画を作成し、PTA行事等で の視聴をとおして保護者等の理解を深める。	・令和4年度に作成した保護者向けLGBTQ容条動画について公立学校に再通知し、PTA行事行事や保護者会等での活用を促すとともに、家庭への周知を依頼した。	А	 市町村教育委員会やPTA等と連携し、性の多様性の 募重について理解を深める取組を進めることができている。 	教育局	人権教育課
14	24	II 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	① 県民向け相談の 実施 ア	性の多様性を尊重 した社会づくり推 進事業	25, 858	32, 536	埼玉県LGBTO県民相談(電話・LINE)(にじいろ県民相 談)の実施	誰にも相談できずに悩んでいる性的マイノリティ当事者 やその家族等から、電話やLINEで相談を受けた。(340 件)	A	性の多様性についてのあらゆる悩みに対応した。	県民生活部	人権・男女共同参画課
15	25	Ⅱ 相談しやすい体 制の充実	1 相談体制の充実	① 県民向け相談の 実施 イ	性の多様性を尊重 した社会づくり推 進事業	25, 858	32, 536	相談機関ネットワーク研修会の実施	県及び市町村の相談業務に携わる職員、性の多様性関連 業務に携わる市町村職員、県内相談機関職員を対象に研 修会を実施した。 (49団体71人参加)	A	アンケートに「非常にわかりやすかった」「分かりやす かった」と回答した受講者が100%となり、県内相談業務 担当者へ向けて効果的な研修を実施できた。	県民生活部	人権・男女共同参画課
16	25	II 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	① 県民向け相談の 実施 イ	男女共同参画推進 センター運営費 (事業・相談)	6, 931	8, 028	関係機関から情報を収集するなどの連携に努め相談の質 の向上を図っている。	相談機関ネットワーク研修金へ参加し、関係機関からの 情報収集を行うなどの連携に努めることで、相談の質の 向上を図った。	А	研修会の内容を相談員に周知するなどして情報の共有な どを行い、相談の賞を向上させた。	県民生活部	男女共同参画推進センター
17	25	Ⅱ 相談しやすい体 制の充実	1 相談体制の充実	① 県民向け相談の 実施 イ	精神保健福祉セン ター運営事業費	118, 794	96, 882	精神保健に関する問い合わせ、来所相談及び電話相談 (埼玉県こころの電話)	相談予約電話 2.366件 来所相談 1.064件 均主県こころの電話 5.534件	А	性の多様性の内容を含む相談にも適切に対応した。	福祉部	精神保健福祉センター
18	25	Ⅱ 相談しやすい体 制の充実	1 相談体制の充実	① 県民向け相談の 実施 イ	彩の国 よりそう みんなの電話・ メール教育相談	23, 115	20, 879	教育相談事業 (うち、電話教育相談) ・学校生活、性格等に関する電話相談体制の確保(埼玉 県内の小・中・高等学校に通う児童生徒等が対象)	1 平日昼間は会計年度任用職員が電話相談員として対応。 休日・夜間は民間業者と長期継続契約を締結して対応。 2 会計年度任用職員等である面接相談員が対応。 3 ポスター3、480節を県内の国公立学校や公共機関に配布し、リーフレット306、000部を県内公立学校や公共機関に配相して生徒に配布することにより、電話対象者に周知し、利用を促進。 1400年のでも受けられることを相談の対象者に周知し、利用を促進。 1400年の第140年を第140年の第140	А	性の多様性の内容を含む相談にも適切に対応した。 ・メール相談満足度:3.2(5段階評価)	教育局	総合教育センター
19	25	II 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	① 県民向け相談の実施 ウ	ドメスティック・ バイオ事業費 一R6か単進セ共同参画推進セリター運営費 ・相談)	29, 463	8, 028	県相談機関によるDV相談の実施	県相談機関によるDV相談を実施した。 様々な問題について、8061件の相談を受けた。 うち、986件のDVに関する相談があった。	A	性の多様性の内容を含む相談にも適切に対応した。	県民生活部	男女共同参画推進セン ター

通し番号	掲載ページ	基本方針	具体的施策	推進項目	事業名	令和5年度 当初予算額 (単位:干円)	令和6年度 当初予算額 (単位:千円)	事業・取組	令和5年度事業実績	事業評価	評価の理由	担当部局	関係課
20	25	II 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	① 県民向け相談の 実施 ウ	男女共同参画推進 センター運営費 (事業・相談)	6, 931	8, 028	関係機関と意見・情報の共有をするなどし、相談体制の 充実を図っている。	相談機関ネットワーク研修会へ参加し、関係機関からの 情報収集を行うなどの連携に努めることで、相談体制の 元美を図った。	А	研修会の内容を相談員に周知するなどして情報の共有な どを行い、相談体制を充実させた。	県民生活部	男女共同参画推進センター
21	25	II 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	① 県民向け相談の 実施 ウ	犯罪被害者等支援 体制の整備促進事 業費	21, 001	20, 543	性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」による相談受付	アイリスホットラインへの相談受付件数 2,053件	А	前年度比+303件 +17,31% 性の多様性の内容を含む相談に適切に対応した。	県民生活部	防犯•交通安全課
22	25	II 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	① 県民向け相談の 実施 エ	自殺対策総合推進 事業費	256, 950	281, 903	自殺予防相談支援事業 関係機関や民間団体等と連携し、相談体制の整備を進めるとともに、地域の実情に応じた対策を講じるなど、効果的な自殺対策の推進を図る。	- SIS相談事業 【相談件数】1,311件 【応答事】 41.0% Rebit (リピット) への補助 【配布部数】40部	А	・SNS相談事業について、令和5年度は通年で相談員を増 員し対応した。 ・LOBIDの支援団体であるRebit (リピット) に補助 し、県内の学校をLOBIDの子どもにとって安全に適ごせる 場とした。	保健医療部	疾病対策課
23	25	II 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	② 学校における相談の実施	① S N S を活用した教育相談体制整備事業 (2) 以 い の 3 を 2 を 2 が 4 で 3 で 4 で 4 で 4 で 4 で 5 で 5 で 6 で 6 で 6 で 6 で 6 で 6 で 7 で 6 で 7 で 7	①22, 455 ②295, 857 ③4, 229	②295, 075 ③4, 002	① S N S を活用した教育相談体制整備事業 ・県内の中学・高校に在籍する生徒を対象にS N S を活用した相談体制の座籍 用した相談体制の座籍 2 いじめ・不登校対策は該事業 ・ストールカウンセラー、スケールソーシャルワーカー 等の配置による教育相談体制度進事業 ・性的指向や性自認に値む高校生同士の交流・相談を目的としたオンラインサロン・相談会の実施	①SNSを活用した相談窓口を開設し、県内の中学生・高校生が抱える様々な悩みや不安等に対応した。 (相談件数1.48件が (相談件数1.48件) (2) スクールカウンセラーを公立学校1.087校、教育事務所 4所、県立総合教育センター/所に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを59市町村に76名、拠点としてる高等学校に32校、教育事務所4所に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーによるオンライン相談と選ば日間開設した。 ③性的指向や性自認に関する児童生徒や保護者からの相談に対し、LGBTQ相談に構造した専門機関から人材を派遣した。日日では、19年間で	A	①② 予定した窓口開設及び人員の配置ができており、整備した相談体制の中で、多くの相談を受けることができている。 ③児童生徒等からの性的指向や性自認に関する悩み、不安に関する相談への対応について、必要な支援を行うとともに、相談窓口を周知することができている。	教育局	①2生徒指導課 ③人権教育課
24	26	II 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	③ 事業者向け相談 の実施	性の多様性を尊重 した社会づくり推 進事業	25, 858	32, 536	埼玉県LGBTOが働きやすい職場づくりサポート・相談窓口 (にじいろ企業相談)の設置	企業の性の多様性に関する取組を促すため、企業からの 個別の相談に対応した。(48件)	A	企業において性の多様性に関する取組を進めていく上で 直面する課題等に対応した。	県民生活部	人権・男女共同参画課
25	26	II 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	④ 苦情処理の在り 方の検討	性の多様性を尊重 した社会づくり推 進事業	25, 858	32, 536	性の多様性の尊重の推進を阻害する人権侵害の事業に関 する苦情処理のあり方を検討	国の動きを注視するとともに、他自治体から事例を情報 収集した。	A	性的マイノリティを含めた苦情の対応状況について情報 収集した。	県民生活部	人権・男女共同参画課
26	26	II 相談しやすい体制の充実	2 県内相談機関へ の支援	① 県内相談機関向 けの研修の実施	性の多様性を尊重 した社会づくり推 進事業	25, 858	32, 536	相談機関ネットワーク研修会の実施	県及び市町村の相談業務に携わる職員、性の多様性関連 業務に携わる市町村職員、県内相談機関職員を対象に、 研修会を実施した。 (49団体71人参加)	А	アンケートに「非常にわかりやすかった」「分かりやす かった」と回答した受議者が100%となり、県内相談業務 担当者へ向けて効果的な研修を実施できた。	県民生活部	人権・男女共同参画課
27	26	II 相談しやすい体制の充実	2 県内相談機関へ の支援	② 県内相談機関 ネットワークの構 築	性の多様性を尊重 した社会づくり推 進事業	25, 858	32, 536	相談機関ネットワークの対象機関の拡充	新たに対象機関を県福祉事務所をはじめとした県民相談 に直接携わる職員、WOや公益法人等の県内相談機関職員 に参加を働き掛けた。	А	対象機関を拡充し、今までより多くの果内の相談機関に 性的マイノリティの研修会を実施した。	県民生活部	人権・男女共同参画課
28	27	Ⅲ 暮らしやすい環 境づくり	1 安心して生活で きる環境づくりの推 進	① 生計を共にする LGBTQの権利や 身分に関する制度や 手続きの見直し	性の多様性を尊重し た社会づくり推進事 業	25, 858	32, 536	「事実婚」を対象としている県の権利や身分に関する制度や手続きにおいて、パートナーシップ制度の届出の有無に関わらず、「同性パートナー」も同様に対象とするよう見直しする。	配偶者等を対象とした事務事業について、事実婚の者を 対象としている場合、同性パートナーについても対象と することが可能か否かを全庁的に調査し、取りまとめ結 果を県肝で公開した。(対応済み209件、見直す方向で検 計73件、方向性も含めて検討23件、県独自では見直せな い53件)	A	県営住宅の入居者資格、県立病院の治療や手術に関する 説明や同意の範囲を同性パートナーも対象とするなど、 同性パートナーの方が制度を利用できる環境を整えてい る。	県民生活部	人権・男女共同参画課
29	28	Ⅲ 暮らしやすい環 境づくり	1 安心して生活で きる環境づくりの推 進	② 特玉県が実施する事務事業にいる事務事業の推進 の事務を接性のする事務をはいる事務を確認まえた県の事務事業の推進	性の多様性を尊重し た社会づくり推進事 業	25, 858	32, 536	合理的配慮指針の運用及び各課事業の見直し	指針に基づき、県庁の各所属に性の多様性の尊重推進員 を設置した。 各課において事業の見直しやグループワークの実施、書 類の性別様の選択肢を増やすといった取組を行った。	A	性の多様性の尊重推進員に対し、性の多様性について研 修を実施して理解を深めた。 各理において、性の多様性に配慮した取組が推進され た。	県民生活部	人権・男女共同参画課

通し番号	掲載ページ	基本方針	具体的施策	推進項目	事業名	令和5年度 当初予算額 (単位:千円)	令和6年度 当初予算額 (単位:千円)	事業・取組	令和5年度事業実績	事業評価	評価の理由	担当部局	関係課
30	28	Ⅲ 暮らしやすい環 境づくり	1 安心して生活で きる環境づくりの推 進	③ 学校における性の多様性への配慮ア	性の多様性を尊重 した教育推進事業	50	0	性の多様性に配慮した取組に関する公立学校への周知 ・個別の配慮の具体例について、県内公立の学校に対 し、校長会議、各種研修会等で周知する。	・性同一性障害に係る児童生徒や性的マイノリティとされる児童生徒に対する支援について、平成27年文科初児生第3号「使同一性障害」に係る児童生徒に対するきめ組かな対応の実施等について」に基づいた対応を依頼した。 ・性の多様性に配慮した取制について定めた「学校における性の多様性真重放組)・」と年成し、校内研修等での活用を校長会議、各種研修会で促した。	А	・学校において様々な面から考えられる性の多様性に係る配慮・支援について、児童生徒や保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めることができている。	教育局	人権教育課、教育局財務課、県立学校人事課、指海課、保育指導体育 法申请 人名英格兰 人名英格兰 人名英格兰 人名英格兰人名英格兰人名英格兰人名英格兰人名英格兰人名英格兰人名英格兰人名英格兰
31	28	Ⅲ 暮らしやすい環 境づくり	1 安心して生活で きる環境づくりの推 進	③ 学校における性 の多様性への配慮 イ	性の多様性を尊重 した教育推進事業	0	0	性の多様性を尊重した教育指進事業 ・性の多様性に関するリーフレットの活用等をとおして、性的指向・性自認に悩む児童生徒、保護者を支援する団体へつなげるよう学校を支援する。	・ 令和3年度に作成した児童生徒の発達段階に応じた啓 発資料(データ版)を小学校3年生~高校3年生の児童 生徒に配布し、活用を破すとともに、性的指向・性自認 に悩む児童生徒、保護者を支援する団体について周知し た。	A	・LGBTQの児童生徒や保護者の支援団体との連携できる環境づくりを推進できている。	教育局	人権教育課
32	28	Ⅲ 暮らしやすい環 境づくり	1 安心して生活で きる環境づくりの推 進	④ 防災対策にお ける性の多様性へ の配慮	性の多様性を尊重 した社会づくり推 進事業	25, 858	32, 536	地域防災計画の策定や避難所の設置・運営マニュアル、 被災者の生活再建等の支援において、性の多様性の視点 を図る。	埼玉県地域防災計画において、性の多様性の視点を盛り 込めるよう図った。	А	埼玉県地域防災計画の絵則において、「ジェンダー主流 化や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏ま えた防災対策を推進していく」皆が定められた。	県民生活部	人権・男女共同参画課
33	28	Ⅲ 暮らしやすい環 境づくり	1 安心して生活で きる環境づくりの推 進	④ 防災対策にお ける性の多様性へ の配慮	①地域防災計画修 正費 ②ジェンダー視点 による避所開 設・運営の充実強 化事業費	①861	①740 ②9, 185	①性の多様性に配慮した地域防災計画の策定や②避難所 の設置・運営マニュアルの整備・充実、被災者の生活再 建等の支援を行う。	①埼玉県地域防災計画の殻則において、「ジェンダー主流化や性の多様性の身重をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進していく」旨を定めており、性の多様性に配慮した地域防災計画を策定している。 ②災害時にジェンダー視点を踏まえた避難所開設。運営がことが、20次害時にジェンダー視点を踏まえた避難所開設。運営が立てが、20次害時に必ずなが、20次害時に必ずなが、20次害など、20次患など、20次患を20次患など、20次患など、20次患を20次患など、20次患など、20次患を20次患など、20次患を20次患など、20次患を20次患など、20次患など、20次患を20次患など、20次患など、20次患を20次患を20次患を20次患を20次患を20次患を20次患を20次患を	A	①既に性の多様性に配慮した地域防災計画を策定している。 ②令和6年度に市町村へ標準手引き等を公開可能となる 日程で、順調に進行している。	危機管理防災部	災害対策課
34	28	Ⅲ 暮らしやすい環 境づくり	1 安心して生活で きる環境づくりの推 進	④ 防災対策における性の多様性への配慮		0	0	性の多様性に配慮した応急時の公的住宅、応急仮設住宅 の供与を行う。	実績なし	A	県内で応急仮設住宅供与が必要となる事例はなかったが、発生時には供与できるよう体制を整えている。	都市整備部	住宅課
35	28	Ⅲ 暮らしやすい環 境づくり	1 安心して生活で きる環境づくりの推 進	産業界等への働き	性の多様性を尊重 した社会づくり推 進事業	25, 858	32, 536	性の多様性に関する景の取組を県ホームページで公開していく。 医療機関へ性の多様性に配慮した取組の働きかけを行っていく。	医療機関向けのリーフレットを6,000部作成し、医師会に 送付したほか県Ψで公開をした。	А	性的マイノリティ当事者がどのような困難に直面していて、どのように性の多様性に関する取組を進めていけば よいかについてまとめた資料を公開することで、啓発が 進んだ。	県民生活部	人権・男女共同参画課
36	28	Ⅲ 暮らしやすい環 境づくり	1 安心して生活で きる環境づくりの推 進	⑤ 医療機関・不動 産業界等への働き 掛け ア		0	0	医師会への働き掛けについて関係課と連携を図る。	当課ホームページ「厚生労働省等からの適知(医療機関の管理に関すること等)令和元年度以降」中(医療関係事業の首株へお願い」において、県内医療機関に対し、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策への協力を依頼した。	А	直接、医療機関に対し働き掛け、理解を得られていると 思われるため。	保健医療部	医療整備課
37	29	Ⅲ 暮らしやすい環 境づくり	1 安心して生活で きる環境づくりの推 進	⑤ 医療機関・不動 産業界等への働き 掛け イ	性の多様性を尊重 した社会づくり推 進事業	25, 858	32, 536	性の多様性に関する景の取組を県ホームページで公開していく。 不動産業者へ性の多様性に配慮した取組の働きかけを 行っていく。	不動産業界向けのリーフレットを10,000部作成し、宅地 建物取引業協会、(公社) 全日本不動産協会に送付した ほか県併で公開をした。	A	性的マイノリティ当事者がどのような困難に直面していて、どのように性の多様性に関する取組を進めていけばよいかについてまとめた資料を公開することで、啓発が進んだ。	県民生活部	人権・男女共同参画課
38	29	Ⅲ 暮らしやすい環 境づくり	1 安心して生活で きる環境づくりの推 進	⑤ 医療機関・不動 産業界等への働き 掛け イ				宅建業者を対象とした法定研修会において、住宅確保要 配慮者についての理解、協力を求める説明を実施してい る。	宅地建物取引業保証協会 (2 団体) が実施する、宅建業 者を対象とした法定研修会、集合・Web) に担当職員が講 師として参加し、住宅確保要配慮者についての理解、協 力を求める説明を行った。	A	予定どおり説明した。	都市整備部	建築安全課
39	29	Ⅲ 暮らしやすい環 境づくり	1 安心して生活で きる環境づくりの推 進	⑤ 医療機関・不動 産業界等への働き 掛け イ	住宅居住支援推進事業費	0		性的マイノリティを含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住 宅への入居を支援するため、不動産関係団体等との連携 により、不動産業者に対し、住宅セーフティネット制度 の周知に努めている。	・あんしん賃貸住まいサポート店 241店 ・住宅確保要配慮者円滑支援入居賃貸登録住宅 52,522 戸	A	LGBTDを含む住宅確保要配慮者の入居を受け入れる不動産 仲介業者や民間賃貸住宅の登録が順調に進み、登録され た住宅情報を提供することで、これらの方々の住まい探 しをサポートしている。	都市整備部	住宅課
40	29	Ⅲ 暮らしやすい環 境づくり	1 安心して生活で きる環境づくりの推 進	⑥ 市町村への支援	性の多様性を尊重 した社会づくり推 進事業	25, 858	32, 536	市町村担当向けパートナーシップ制度に関する照会・情報提供及び会議開催 相談機関ネットワーク研修会の実施	・全市町村に対しバートナーシップ制度に関する照会を 年4回行い、都度取りまとめ結果を共有した。 ・性の多様性施策に係る市村連携会議を立ち上げ、開 催した(1回・59市町村出席)。 ・果及び市町村の相談集務に携わる職員、性の多様性関 速業務に携わる市町村職房、県内相談機関職員を対象に 研修会を実施した。(49団体71人参加)	A	性の多様性施策に係る市町村連携会議を立ち上げ、県内 市町村の取組状況を共有できる場を設けることにより、 埼玉県全体で性の多様性に関する取組を推進できた。	県民生活部	人権・男女共同参画課

通し番号	掲載 ペ ー ジ	基本方針	具体的施策	推進項目	事業名	令和5年度 当初予算額 (単位:千円)	令和6年度 当初予算額 (単位:千円)	事業・取組	令和5年度事業実績	事業評価	評価の理由	担当部局	関係課
41	29	Ⅲ 暮らしやすい環 境づくり	1 安心して生活で きる環境づくりの推 進	⑦ 民間団体に関す る情報の提供	性の多様性を尊重 した社会づくり推 進事業	25, 858	32, 536	民間団体の歌組後援・広報	民間団体の取組について、後援の実績はなかった。	В	民間団体と打ち合わせ等の連携はできている。今後も後 援・広報ができるよう連携を継続する。	県民生活部	人権・男女共同参画課
42	29		2 働きやすい環境 づくりの推進	① 事業者向け研修 の実施 (再掲)	性の多様性を尊重 した社会づくり推 進事業	25, 858	32, 536	企業向けLGBTQ研修(にじいろ企業研修)の実施	企業において性の多様性についての正しい理解が進むよう、企業向けに研修を実施した。(派遣研修17社・オン ライン研修352件)		派遣研修とオンライン研修を実施し、事業者の理解が促進された。 講師派遣研修について、定員(16社)を上回る申込があり、研修の回数を追加した。	県民生活部	人権・男女共同参画課
43	30		2 働きやすい環境 づくりの推進	② 事業者向け相談 の実施(再掲)	性の多様性を尊重 した社会づくり推 進事業	25, 858	32, 536	埼玉県LGBTOが働きやすい職場づくりサポート・相談窓口 (にじいろ企業相談)の設置	企業の性の多様性に関する取組を促すため、企業からの 個別の相談に対応した。(48件)	А	企業において性の多様性に関する取組を進めていく上で 直面する課題等に対応した。	県民生活部	人権・男女共同参画課
44	30		2 働きやすい環境 づくりの推進	チャレンジ企業登	性の多様性を尊重 した社会づくり推 進事業	25, 858	32, 536	埼玉県アライチャレンジ企業登録制度の実施	性の多様性に配慮した取組を行う企業を「埼玉県アライ テャレンジ企業」として登録し、情報発信を行った。 (累計63社登録) 奇和7年度か埼玉県が発注する工事に関し、総合評価 方式における評価項目の1つとなるよう動き掛けた。	n	令和5年度の登録企業の目標値・累計80社に達しなかった。 企業の登録につながるよう、特典を増やすことができた。	県民生活部	人権・男女共同参画課

令和5年度の取組

理解增進

性の多様性についての 正しい理解が進むよう、 県民向け・企業向けに啓発を 行う。

①県民·企業向け研修 【実績】

> 県民講座 25,052人 企業向け研修 派遣・17社 オンライン・352件

②県内大学と連携したアライ(支援者)を増やす取組

【実績】埼玉大学と連携した取組

③若者支援者研修

【実績】

令和5年10月30日開催 場所 WithYouさいたま 講師 一般社団法人にじーず 参加者 27人

④医療機関、不動産業界向けの リーフレットの作成・配布 【実績】

医療機関向け: 6,000部 不動産業界向け: 10,000部

相談体制の整備

LGBTQ当事者等からの相談 を受ける。

①にじいろ県民相談 (県民向け相談窓口) 【実績】 相談件数 340件

②にじいろ企業相談

(企業向け働きやすい職場づくり 相談窓口)

【実績】

相談件数 48件



暮らしやすい 環境づくり

LGBTQが安心して生活 できる環境づくりのための施 策の検討し、実施する。

①権利や身分に関する県の 制度や手続きの見直し

【実績】(令和5年10月1日現在) 総計 436件 対応済み 287件 見直す方向で検討 73件 方向性も含めて検討 23件

②埼玉県アライチャレンジ企業 登録制度

(情報発信·交流会) 【実績】

登録企業数 63社 交流会 15社 令和5年10月20日

③市町村連携会議 【実績】1回(令和6年1月15日)

④埼玉県性の多様性に関する 施策推進会議

【実績】1回(令和5年4月24日)

令和6年度の取組

理解增進

性の多様性についての 正しい理解が進むよう、 県民向け・企業向けに啓発 を行う。

- ①にじいろ県民講座(動画配信) (令和6年8月~)
- ②にじいろ企業研修

基礎編:動画配信 (令和6年7月~) 実践編:講師派遣 (令和6年5月~)

③県内大学間のネットワーク (令和6年10月以降)



相談体制の整備

性的マイノリティ当事者等からの相談を受ける。

①にじいろ県民相談

(県民向け相談窓口)

- ·電話(令和6年4月~)
- ·LINE(令和6年4月~)
- ・メタバース (令和6年9月~10月以降)
- ②にじいろ企業相談

(企業向け相談窓口) (令和6年5月~)



暮らしやすい 環境づくり

性的マイノリティが 安心して生活できる 環境づくりのための施策を 検討し、実施する。

- ①権利や身分に関する県の 制度や手続きの見直し (令和6年10月以降)
- ②埼玉県アライチャレンジ企業 登録制度 (随時)
- ③市町村連携会議(令和6年11月)
- ④埼玉県性の多様性に関する 施策推進会議(令和6年8月)
- ⑤アライによる暮らしやすい 環境づくり推進セミナー (令和6年11月)

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画

(令和5年度から令和7年度)





ごあいさつ



LGBTQ(性的マイノリティ)の方の多くは、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠し生活されており、 見えないマイノリティと言われています。

埼玉県が令和2年度に実施した調査によると、LGBTQの方は、LGBTQ以外の方と比べ、孤立感、あるいは自己否定感が強い状況にあります。「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」、「生きる価値がないと感じた」といった経験がある方の割合は6割を超えており、命に関わる困難を抱えておられます。LGBTQの方は長い間支援から取り残されており、多様性が尊重される時代にあって、直ちに対応すべき人権問題です。

本県では、令和4年7月に「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行されました。本計画は、この条例に基づき策定する初めての計画となります。条例の基本理念を踏まえ、計画の目標を「性の多様性を尊重した社会づくり ~全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現~」と定めました。

計画を推進する3つの基本方針である「性の多様性に関する理解の増進」「相談しやすい体制の充実」「暮らしやすい環境づくり」の下、具体的施策を展開し、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指してまいります。

計画の推進に当たっては、県の取組はもとより、市町村、県民、事業者の皆様と「ワンチーム埼玉」で取り組んでいく必要があります。皆様の更なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

計画策定に当たりましては、埼玉県性の多様性に関する施策推進会議において、委員の皆様に幅広い観点から熱心に御議論いただきました。また、県民の皆様からも多くの貴重な御意見をお寄せいただきました。御協力いただきました方々に心から御礼申し上げます。

^{令和5年7月} 埼玉県知事大野元裕

目次

第1章	計画策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2										
1	計画策定の趣旨										
2	計画の位置付け										
3	計画の期間										
4	性の多様性に関する本県の状況										
第2章	計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 5										
1	計画の目標										
2	計画の基本方針										
3	計画の体系										
4	計画の指標										
第3章	計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
基本	方針 I 性の多様性に関する理解の増進										
基本	方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実										
基本	方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり										
第 4 章	計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
資料編											
※埼王	※埼玉県では、「LGBTQ」を性的マイノリティを表す総称として表記しています。										

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

埼玉県議会令和4年(2022年)6月定例会において「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が成立し、令和4年7月8日から施行されました。

LGBTQ²は、周囲の理解不足による差別や偏見から、生活の様々な場面で困難に直面しており、LGBTQが暮らしやすい環境づくりや性の多様性³に関する社会全体の理解増進などが課題となっています。

こうした現状を踏まえ、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第9条に基づき、本計画を定め、性的指向⁴や性 自認⁵に関して、基本的な考え方や今後の方向性を明らかにします。

本計画に示す取組を着実に進めることで、誰もが活躍し共に生きる社会の実現を目指していきます。

2 計画の位置付け

- (1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第9条に基づき、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2)本県の総合計画である「埼玉県5か年計画~日本一暮らしやすい埼玉へ~」との整合を図り、県の分野別計画として 策定する計画です。
- (3) 県民からの意見や埼玉県性の多様性に関する施策推進会議⁶の検討を踏まえ、県民、事業者、学校、民間団体、市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画です。

^{- 1} 令和4年7月8日施行。性の多様性を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を 定めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

² レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (生まれた時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人)、クエスチョニング (性の在り方を決めていない、決められない等の人) など、性的マイノリティを表す総称の一つ。

³ 性的指向及び性自認の多様性。性の在り方は男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である。性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとって「SOGI」という言葉が用いられることもある。

⁴ 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向。

⁵ 自己の性別についての認識。

⁶ 埼玉県における性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進するために設置された会議。性の多様性又は男女共同参画 ■ 人権に関する学識経験のある者や、性の多様性に関する当事者支援団体の者等 で構成している。

3 計画の期間

令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)までの3年間

4 性の多様性に関する本県の状況

(1) LGBTQが置かれた状況

県では、LGBTQ(性的マイノリティ⁷)について、県民の性的指向や性自認、心身の健康状態、いじめ等の体験などを把握するために、令和2年度に「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」を実施しました。この調査で性的マイノリティに分類される人の数は184人(回答者5,606人の3.3%)でした。

① こころの状況等に関するLGBTQとLGBTQ以外との比較 最近1か月間のこころの状況や、精神的に追い込まれた経験等についてみると、性的マイノリティは性的マイノリティ以外と比べ、自己否定感が強い方や精神的に追い込まれた経験のある方が非常に多いことがわかります。

(n=5,606) そわそわ落ち着かなく感じたこと (「いつも」または「たいてい」) 自分は価値のない人間だと感じたこと (「いつも」または「たいてい」) 5.9% 20.1% ■性的マイノリティ ■性的マイノリティ以外 5.9%

(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

⁷ 同性愛者・両性愛者・出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人などのこと。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。

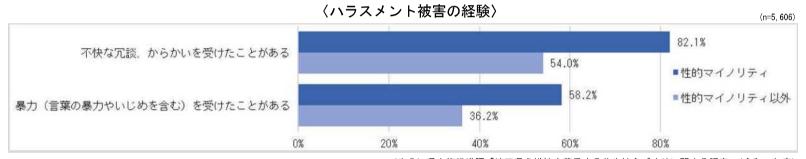
(相神的に追い込まれた経験) 家にひきこもった、またはそれに近い状態になった 13.8% 単性的マイノリティ 性的マイノリティ以外 26.8%

40%

20%

(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

80%



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

② 学生時代におけるLGBTQが置かれた状況

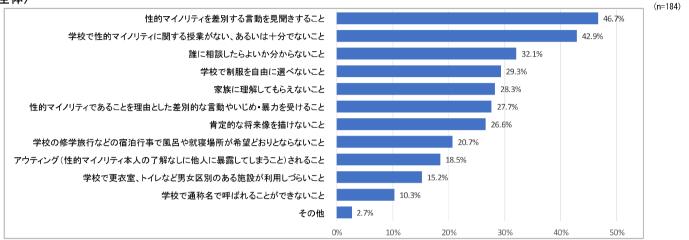
ア 学生時代に性的マイノリティであること/関連したことで悩んだ経験

0%

全体では、経験があるものでは、「性的マイノリティを差別する言動を見聞きすること」(46.7%)「学校で性的マイノリティに関する授業がない、あるいは十分でないこと」(42.9%)の順に多くなっています。

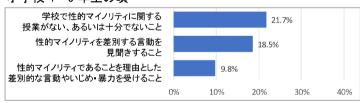
悩んだ時期についてみると、時期別上位3項目のうち、「高等学校の頃」では、『学校で性的マイノリティに関する授業がない、あるいは十分でないこと』(33.2%)、『性的マイノリティを差別する言動を見聞きすること』(30.4%)の順になっています。

〈全体〉

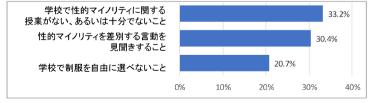


〈時期別上位3項目〉

- 小学校 4~6 年生の頃

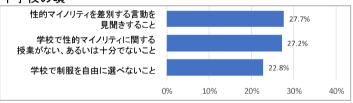


-高等学校の頃

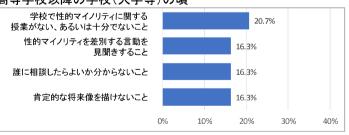


(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」 (令和2年度)

•中学校の頃

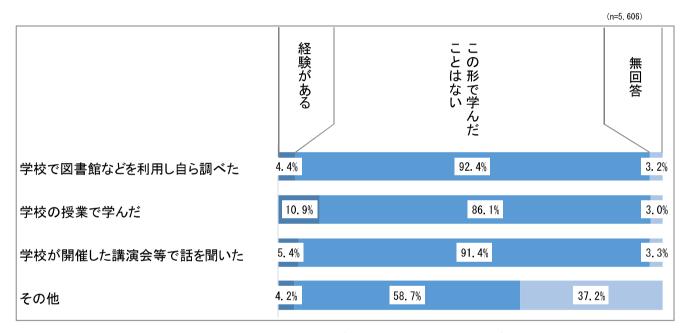


・高等学校以降の学校(大学等)の頃



イ 学校で性的マイノリティについて学んだ経験

性的マイノリティについて学んだ経験についてみると、全ての項目で「この形で学んだことはない」が最も多くなっています。「経験がある」割合を年代別にみると、その他を除き若年層ほど高くなっています。



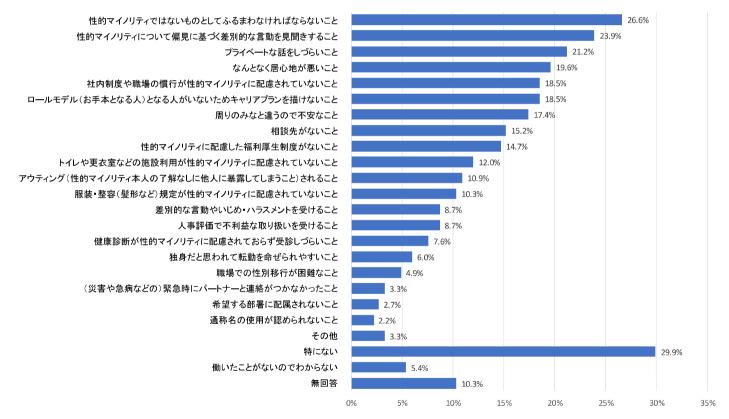
(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

〈「学校で性的マイノリティについて学んだ経験がある」の年代別内訳〉

		≪経験な	ヾある≫	
	学校で図書館などを利用し 自ら調べた	学校の授業で学んだ	学校が開催した講演会等で 話を聞いた	その他
全体	4. 4%	10.9%	5. 4%	4. 2%
18 歳~19 歳	16. 3%	64.1%	42. 4%	2. 2%
20 歳~24 歳	18. 6%	54. 4%	25. 5%	5. 3%
25 歳~29 歳	9. 3%	26.8%	12. 3%	6. 3%
30 歳~34 歳	5. 8%	21. 7%	7. 5%	7. 1%
35 歳~39 歳	4. 4%	11. 9%	5. 9%	7. 3%
40 歳~44 歳	3. 2%	6.0%	2.4%	3.4%
45 歳~49 歳	2. 2%	3. 4%	2.0%	2. 6%
50 歳~54 歳	2.0%	3. 3%	2.0%	3. 2%
55 歳~59 歳	3. 2%	3. 5%	2.6%	3.6%
60 歳~64 歳	2. 0%	3.3%	1. 9%	3.0%

(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

③ 職場におけるLGBTQが置かれた状況〜職場で性的マイノリティであること/関連したことで悩んだこと〜 悩んだことについてみると、「性的マイノリティではないものとしてふるまわなければならないこと」(26.6%)、「性的マイノリティについて偏見に基づく差別的な言動を見聞きすること」(23.9%)、「プライベートな話をしづらいこと」(21.2%)となっています。

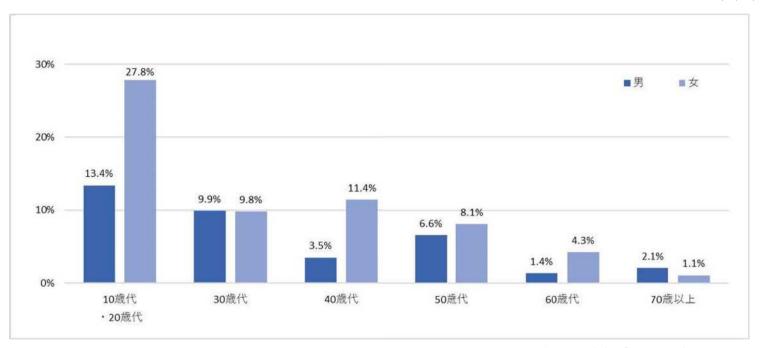


(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

(2) 共生社会を実現するために最も重要だと思う取組

令和3年度に実施した県の県政世論調査によると、共生社会を実現するために最も重要だと思う取組として「LGBTQ(性的マイノリティ)への理解促進」と回答した方の割合は、10歳代(18・19歳)・20歳代(27.8%)の女性が他の年代層・性に比べて特に高くなっています。

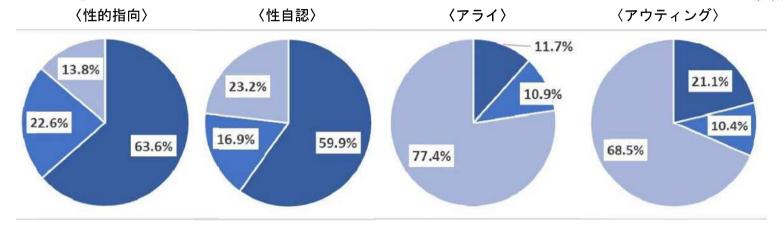
(n=2, 767)



(出典) 県県民広聴課「埼玉県政世論調査」(令和3年度)

(3) 性の多様性に関する言葉の認知度

令和4年度に実施した県の「県政サポーターアンケート」によると、「性的指向」「性自認」は「言葉を聞いたことがあり、意味も知っている」が約6割である一方、「アライ 8 」「アウティング 9 」は「言葉を聞いたことはなく、意味も知らない」がそれぞれ 77.4%、68.5%となっています。



- ■言葉を聞いたことがあり、意味も知っている
- ■言葉を聞いたことはあるが、意味は知らない
- ■言葉を聞いたことはなく、意味も知らない

(出典) 県県民広聴課「県政サポーターアンケート『性の多様性について』」(令和4年度)

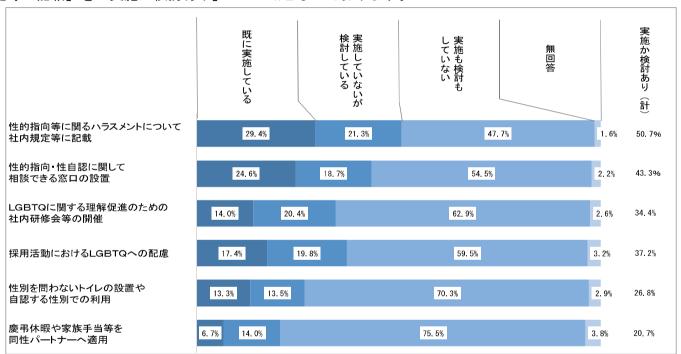
⁸ 英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、LGBTQ(性的マイノリティ)を理解し、支援している人、または支援したいと思う人のこと。

⁹ 性的指向又は性自認に関して、本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと。

(4)企業における取組の状況

① LGBTQのための6種の取組の実施・検討状況

令和2年度に県が県内企業に対し実施したアンケートによると、「性的指向等に関するハラスメントについて社内 規定等に記載」を「実施か検討あり」が50.7%となっております。 (n=1,112)

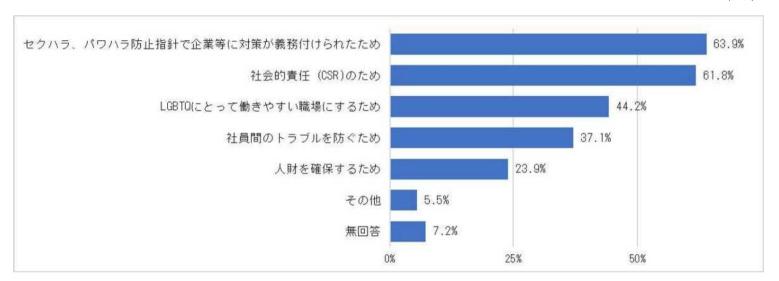


(出典) 県人権推進課「LGBTQ(性的少数者) が働きやすい職場づくりに関するアンケート」(令和2年度)

② LGBTQに関する取組を実施・検討している理由

提示した6種の取組を実施・検討している事業所(704事業所)に、実施や検討への取り組み理由を複数回答で聞いた結果は、「セクハラ、パワハラ防止指針で企業等に対策が義務付けられため」(63.9%)、「社会的責任(CSR)のため」(61.8%)の順となり、6割を超えています。

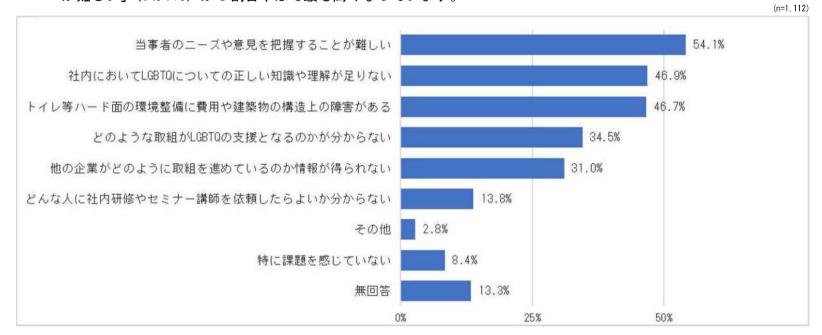
(n=704)



(出典) 県人権推進課「LGBTQ(性的少数者)が働きやすい職場づくりに関するアンケート」(令和2年度)

③ LGBTQに関する取組を進める上での課題

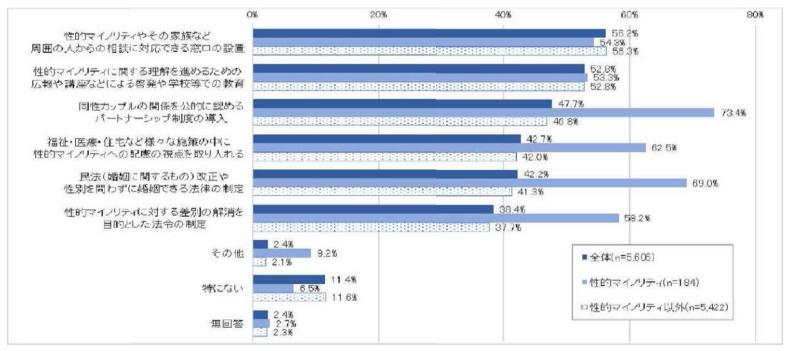
LGBTQに関する取組を進める上での課題を複数回答で聞いた結果は、「当事者のニーズや意見を把握することが難しい」(54.1%)が5割台半ばで最も高くなっています。



(出典) 県人権推進課「LGBTQ(性的少数者) が働きやすい職場づくりに関するアンケート」(令和2年度)

(5) 性的マイノリティへの配慮・支援で国や地方自治体がするべき取組

令和2年度に実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」によると、全体では「性的マイノリティやその家族など周囲の人からの相談に対応できる窓口の設置」(56.2%)、「性的マイノリティに関する理解を進めるための広報や講座などによる啓発や学校等での教育」(52.8%)の順になっています。一方、性的マイノリティの回答では「同性カップルの関係を公的に認めるパートナーシップ制度の導入」(73.4%)が最も高くなっています。



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

性の多様性を尊重した社会づくり

~全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現~

2 計画の基本方針

計画を推進するため、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第3条の基本理念を踏まえ3つの基本方針を定めます。

(1)性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解増進を図ります。

(2)相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、LGBTQや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。

(3)暮らしやすい環境づくり

LGBTQが、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

3 計画の体系

基本方針	具体的施策	推進項目
I 性の多様性に関する	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発
理解の増進		②事業者向け研修の実施
		③県職員に対する研修等の実施
		④性の多様性に関する情報発信・実態把握などの実施
	2 性の多様性に係る人権教育の	①児童生徒に対する教育の実施
	推進	②教職員等への研修の実施
		③家庭、地域社会における学習機会の提供
Ⅱ 相談しやすい体制の	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施
元実		②学校における相談の実施
		③事業者向け相談の実施
		④苦情処理の在り方の検討
	2 県内相談機関への支援	①県内相談機関向けの研修の実施
		②県内相談機関ネットワークの構築

基本方針	具体的施策	推進項目
Ⅲ 暮らしやすい環境 づくり	1 安心して生活できる環境 づくりの推進	①生計を共にするLGBTQの権利や身分に関する 制度や手続きの見直し
		②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性へ の合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務 事業の推進
		③学校における性の多様性への配慮
		④防災対策における性の多様性への配慮
		⑤医療機関・不動産業界等への働き掛け
		⑥市町村への支援
		⑦民間団体に関する情報の提供
	2 働きやすい環境づくりの推進	①事業者向け研修の実施(再掲)
		②事業者向け相談の実施(再掲)
		③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度 10」の普及

¹⁰ 性の多様性への配慮を行い、アライを目指す企業を登録する制度のこと。登録企業やその取組状況は県ホームページで公開する。

4 計画の指標

NO	推進指標	部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
1	にじいろ県民講座 ¹¹ 参加者数	県民生活部	4, 251 人(令和3年度)	18, 000 人 (令和 5~7 年 度累計)	にじいろ県民講座の参加者数の累計。 性の多様性について、知る・学ぶ機会と なる県民向けの講座への参加者数を増 加させることが重要であることからこ の指標を選定。	にじいろ県民講座の参加者数の R3 年度 の実績 4,251 人を踏まえ R4 年度の参 加者数を 4,800 人と見込み、毎年度 600 人増加させることを目指し、目標値を 設定。
2	性の多様性に関す る理解増進の取組 を実施した学校の 割合	教育局		100% (令和 7 年度末)	教育局実施の調査において、教科指導 (授業)で取り上げるなど性の多様性 に関する理解増進の取組※を実施した と回答した学校の割合。授業をはじめ とする取組の推進により、児童生徒の 正しい理解が深まると考えられるた め、この指標を選定。 ※教科指導(授業)、外部講師による講 演、図書館でのLGBTQコーナー設 置、トイレ等施設設備の表示の工夫な ど	どの学校にもLGBTQの児童生徒が 在籍する可能性があることを鑑み、全 ての学校において授業をはじめとする 取組が進められ、児童生徒の理解増進 が図られることを目指し、目標値を設 定。
3	埼玉県アライチャ レンジ企業登録企 業数	県民生活部	_	220 社 (令和 7 年度 末累計)	性の多様性に配慮した取組を進める企業の取組状況を見える化する制度の登録数。埼玉県におけるLGBTQが働きやすい環境づくりを促進するため、この指標を選定。	にじいろ企業研修 ¹² 参加企業に対し、 登録を働きかけることを目指し、この 目標値を設定。

¹¹ 県が県民を対象に実施するLGBTQに関する講座のこと。 12 県が企業を対象に実施するLGBTQに関する研修のこと。

第3章 計画の内容

基本方針 I 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

【現状と課題】

県ではこれまで性の多様性に関する啓発資料の配布や研修、県の広報紙やホームページ、SNSなどの各種媒体による発信などを通じて意識啓発を図ってきました。

令和2年度に県が実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」の結果では、LGBTQの割合は 3.3%で約30人に1人でした。誰しもが学校や職場、友人や知人との関わりの中で、LGBTQと接している可能性がある と言えます。LGBTQは、LGBTQ以外と比べ、孤立感、あるいは自己否定感が強い状況にあり、「死ねたらと思った、 または自死の可能性を考えた」といった経験がある割合は6割を超えており、命に係わる困難を抱えています。また、LGBTQは、学生時代に不快な冗談、からかい、暴力を受けている割合が高い傾向にあります。

当事者の多くが、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活しており、依然として「身近にLGBTQはいない」と思われていることが多い現状となっています。また、年代が上がるほど、学校でLGBTQについて学んだ経験がかなり少なくなる傾向にあります。

性の多様性に関する差別や偏見をなくしていくため、意識啓発に取り組んでいく必要があります。

【具体的施策】

1 県民や事業者等への意識啓発

県民一人一人の性の多様性に関する県民、事業者等の理解を深めるため、「差別的取扱い等 ¹³」の禁止をはじめ必要な啓発を行います。

【推進項目】

① 性の多様性に関する意識啓発

ア リーフレットや相談案内カードの配布、県の広報紙やホームページ、ラジオ・テレビなどのメディア、SNS等を 活用して県民、事業者等に対し広く性の多様性に関する啓発を行い、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

(県民生活部)

イ 性の多様性に関する理解を深めるため、県民に対して啓発を行います。特に、子供や若者に関わる職員や支援者等 に対する理解の増進を図ります。

(県民生活部、福祉部)

② 事業者向け研修の実施

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。

(県民生活部)

¹³ 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条で禁止されている次の行為のこと。 性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをすること。性的指向又は性自認の表明に関して、強制又は禁止すること。 正当な理由なくアウティング(性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと)すること。

③ 県職員に対する研修等の実施

「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック ¹⁴」を職員に周知するとともに、性の多様性に関する理解を深める研修等を実施します。

(総務部、県民生活部、警察本部)

④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施 あらゆる機会を通じて、性の多様性に関する情報発信を行います。また、性の多様性に関する実態の把握を行います。 (県民生活部)

【具体的施策】

2 性の多様性に係る人権教育の推進

性的指向や性自認は一人一人異なり、そのことは尊重すべきものであるとの正しい理解を深める教育を推進します。

【推進項目】

- ① 児童生徒に対する教育の実施 児童生徒の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行います。 (教育局)
- ② 教職員等への研修の実施 性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を実施します。 (総務部、教育局)

14 県職員が多様な性の在り方について正しい知識を持ち、県民の皆様への対応時や職場内において適切に行動できるよう、埼玉県が令和3年8月に作成したハンドブック。(県ホームページのLGBTQポータルに掲載)

③ 家庭、地域社会における学習機会の提供

一人一人がLGBTQの良き理解者・支援者となるように、市町村教育委員会やPTA等と連携し、性の多様性の尊重について理解を深める学習の充実を図ります。

(教育局)

基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、LGBTQや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。

【現状と課題】

LGBTQ当事者は、社会の様々な場面で困り事に直面しています。しかし、その多くが差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活しており、自分の性的指向や性自認に関して、誰かに相談することは非常に難しく、孤立しがちな状況にあります。

LGBTQや周囲の方が安心して悩みを打ち明けることができる、相談しやすい体制の充実を進めていく必要があります。

【具体的施策】

1 相談体制の充実

性の多様性に関する様々な問題について、当事者やその家族等から相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関につなぐことにより、性的指向や性自認に関する相談者の悩みや不安を解消していきます。

【推進項目】

- ① 県民向け相談の実施
 - ア 性の多様性に関する専門相談の実施

「埼玉県LGBTQ県民相談(電話・LINE)『にじいろ県民相談』¹⁵」の実施を通じ、LGBTQが、相談しやすい体制を整備します。

(県民生活部)

¹⁵ 県が設置した性的指向や性自認に関する悩みについて電話やLINEで相談できる専門相談窓口のこと。

イ 性の多様性に配慮した相談対応の実施

県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。

(県民生活部、福祉部、教育局)

ウ DV¹⁶や性暴力についての相談の実施

LGBTQからの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細やかに対応していきます。

(県民生活部)

エ 自殺防止に向けた相談の実施

国の自殺総合対策大綱¹⁷では、LGBTQの自殺念慮の割合などが高いと指摘されています。LGBTQなどの自殺におけるハイリスク層の相談者の辛い気持ちに寄り添った相談を行います。

(保健医療部)

② 学校における相談の実施

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的な配置により、学校における教育相談体制を整備します。

また、児童生徒等からの性的指向や性自認に関する悩み、不安に関する相談への対応について、必要な支援を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。

(教育局)

¹⁶ ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

¹⁷ 自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。令和4年10月、「自殺総合対策大綱~誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して~」が閣議決定された。

③ 事業者向け相談の実施

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。

(県民生活部)

④ 苦情処理の在り方の検討

性の多様性の尊重の推進を阻害する要因によって人権侵害された事案に関する苦情などの申し出できるような制度 の在り方について検討を行います。

(県民生活部)

【具体的施策】

2 県内相談機関への支援

相談機関では、相談者が勇気を振り絞って、やっとの思いで相談することができた思いを酌み、相談者に寄り添った対応をすることが大切です。県内相談機関に対し、性の多様性に関する正しい知識を持ち、適切に対応できるための支援をしていきます。

【推進項目】

① 県内相談機関向けの研修の実施 性の多様性に関する相談に対応できるよう、県内相談機関に対する研修や情報提供を行います。

(県民生活部)

② 県内相談機関ネットワークの構築

各相談機関が情報交換などを行う機会を設けることで、相談機関同士の連携強化を図るとともに、相談機関の職員の対応力向上を図ります。

(県民生活部)

基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり

LGBTQが、性の多様性が尊重され、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

【現状と課題】

LGBTQは、生活する上で様々な困難に直面しています。困難に直面した当事者にとっては、自らの性的指向や性自認 だけでなく、自分自身そのものを、あるいは生き方を否定されているという気持ちに陥りやすい状況にあります。

当事者が抱える困難の解消を図り、LGBTQが安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

【具体的施策】

1 安心して生活できる環境づくりの推進

性の多様性が尊重され、LGBTQが安心して生活できる環境を整えるため、県が実施している事業を見直すとともに、 民間事業者に対して、LGBTQの抱える困り事や社会生活上の不利益を解消していくよう働き掛けていきます。

【推進項目】

① 生計を共にするLGBTQの権利や身分に関する制度や手続きの見直し

「事実婚」を対象としている県の権利や身分に関する制度や手続きにおいて、いわゆるパートナーシップ制度の届出の有無に関わらず、「同性パートナー」も同様に対象とする実効性のある措置を講じていきます。

さらに、県で実施した制度や手続きの見直し結果を参考として、県全体に実効性のある取組が広がるよう市町村や企業に働き掛けを行っていきます。

(全庁)

② 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針に基づき、県の事務事業を実施していきます。

また、実施に当たっては、性の多様性の尊重推進員により、県庁各課所等における取組を推進していきます。

(全庁)

③ 学校における性の多様性への配慮

ア 学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒 • 保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。

(教育局)

イ LGBTQの子供や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進します。

(教育局)

④ 防災対策における性の多様性への配慮

性の多様性に配慮した地域防災計画の策定や避難所の設置・運営マニュアルの整備・充実を図ります。避難所の運営においては、性の多様性に配慮した設置・運営を行います。また、被災者の生活再建等の支援については、性の多様性に配慮した取組を進めていきます。

(県民生活部、危機管理防災部、都市整備部)

⑤ 医療機関・不動産業界等への働き掛け

ア 医師会等を通じて、性の多様性に配慮した取組を行うよう働き掛けます。

(県民生活部、保健医療部)

イ 不動産関係団体等を通じ、不動産事業者や賃貸住宅の貸主の理解を深めるなど、LGBTQの方の賃貸住宅への円 滑な入居の促進に努めていきます。

(県民生活部、都市整備部)

⑥ 市町村への支援

市町村がいわゆるパートナーシップ制度の導入など性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施できるよう、情報提供、助言その他必要な支援を行います。

(県民生活部)

⑦ 民間団体に関する情報の提供

自らの性の在り方に悩み戸惑う当事者、とりわけ若年層を中心とした当事者同士が安心して集い、交流できる場や機会の提供を行う民間団体に関する情報提供をしていきます。

(県民生活部)

【具体的施策】

2 働きやすい環境づくりの推進

LGBTQが働きやすい環境づくりを推進するため、研修、相談、登録制度で構成する包括的支援制度により、事業者の取組を支援していきます。

【推進項目】

① 事業者向け研修の実施(再掲)

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。

(県民生活部)

② 事業者向け相談の実施(再掲)

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。

(県民生活部)

③ 「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及

性の多様性に配慮した取組を進める県内事業者の取組状況を、指標により見える化し、LGBTQが働きやすい環境づくりを促進するため、登録制度を普及させていきます。

(県民生活部)

第4章 計画の推進体制

性の多様性を尊重した社会づくりを推進していくために、県、市町村、県民、事業者及び民間団体がそれぞれの立場から 主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら、取組を展開していくことが必要です。

1 総合的な推進体制

(1) 庁内推進体制による全庁的な推進

性の多様性を尊重した社会づくりの推進に向けて、県庁の関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画 • 調整や進行管理を行う「埼玉県人権政策推進会議」とその実務を担当する幹事会などの機能的な運営に努めます。

また、本庁各課(所・室)・地域機関・教育機関等に性の多様性の尊重推進員を設置し、職員への研修などを積極的に行います。

(2) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の意見の反映

性の多様性に関する県の取組や知事が提示する議題に関して検討する同推進会議の意見を、積極的に施策に反映させていきます。

2 市町村への支援と連携

県民に身近な市町村において、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策が推進されるよう、情報提供、助言その他必要な支援を行います。

また、市町村との連携を強化しながら共に取組を進めます。

3 県民・事業者・民間団体との連携

県が主催する啓発事業への参加を働き掛けるとともに、県民や事業者などにおける自主的な取組を促進するため、啓発・研修資料の作成・提供、講師派遣、情報提供などを行っていきます。

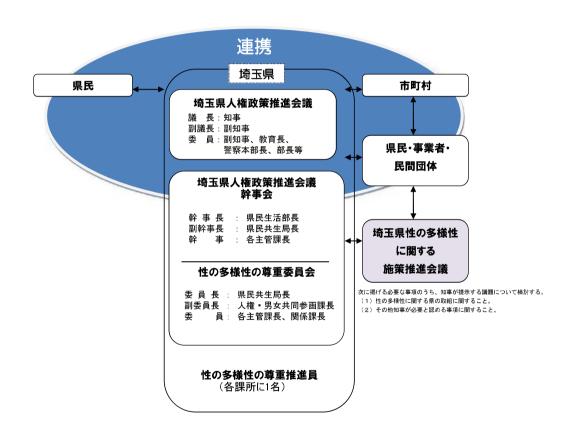
4 計画推進の基盤となる調査研究の実施

県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、現状や意識に関する調査研究を行います。

5 計画の進行管理

毎年度、性の多様性に関する施策の実施状況について公表します。

計画の推進体制図



資料編

1 策定の経緯及び関連資料

- (1)「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」策定の経緯
- (2) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議設置要綱及び委員名簿

2 関係法令

- (1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例(令和四年七月八日条例第三十三号)
- (2) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和 五年法律第六十八号)

1 策定の経緯及び関連資料

- (1)「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」策定の経緯
 - ア 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議

開催日	主な議題
令和 4 年 7 月 26 日	条例に基づく基本計画の策定について
令和 4 年 11 月 24 日	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(素案)について
令和 5 年 4 月 24 日	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(案)について

イ 埼玉県人権政策推進会議 性の多様性の尊重委員会

開催日	主な議題
令和 4 年 7 月 19 日	条例に基づく基本計画の策定について
令和 4 年 11 月 21 日	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(素案)について
令和 5 年 4 月 20 日	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(案)について

ウ 県民意見の募集

県民コメントの実施(令和5年2月1日から2月28日、意見数 417件)

エ 県議会における報告

埼玉県議会6月定例会総務県民生活委員会で「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(案)」を行政課 顕報告(令和5年7月3日)

- (2) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議設置要綱及び委員名簿
 - ア 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県における性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進するために、埼玉県性の多様性に関する施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進会議は、次に掲げる必要な事項のうち、知事が提示する議題について検討する。
- (1)性の多様性に関する県の取組に関すること。
- (2) その他知事が必要と認める事項に関すること。

(構成員)

- 第3条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから選任する。
- (1) 性の多様性又は男女共同参画、人権に関する学識経験のある者
- (2)性の多様性に関する当事者支援団体の者
- (3) 民間企業者団体及び労働者団体の者
- (4) 市町村の職員

(委員長)

- 第4条 推進会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長を代行する。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は2年間とする。 ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(推進会議)

- 第6条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 推進会議は原則として公開する。ただし、推進会議を公開することにより、公正かつ円滑に議事運営に著しい支 障が生じると認められる場合は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところにより、非公開 とすることができる。
- 3 第3条第4号の委員が出席できない場合は、代理の者が出席することができる。

(関係者の出席)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、県民生活部人権 男女共同参画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

イ 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議委員名簿

(任期:令和4年6月1日~令和6年5月31日)

氏名	所属•役職 等	備考
石崎 裕子	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部准教授	
遠藤 まめた	一般社団法人にじ一ず代表	
大谷 誠一	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副事務局長	
栗田 美和子	株式会社デリモ代表取締役社長	
白神 晃子	立正大学 社会福祉学部准教授	
新藤 達也	さいたま市市民生活部人権政策・男女共同参画課長	
田代 美江子	埼玉大学副学長(ダイバーシティ推進·キャンパス環境改善担当)、ダイバー シティ推進センター長	委員長
忠平 訓	三芳町総務課長	
原 ミナ汰	特定非営利活動法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク代表理事	
前園 進也	弁護士	副委員長
松岡宗嗣	一般社団法人 fair 代表理事	
渡辺 大輔	埼玉大学基盤教育研究センター准教授	

(50音順、敬称略)

2 関係法令

(1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例(令和四年七月八日条例第三十三号)

(目的)

第一条 この条例は、男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である性の在り方の尊重について、その緊要性に 鑑み、性的指向及び性自認の多様性(以下「性の多様性」という。)を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、 県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定 めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の 実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。
 - 二 性自認 自己の性別についての認識をいう。
 - 三 パートナーシップ・ファミリーシップ 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う関係 をいう。

(基本理念)

- 第三条 性の多様性を尊重した社会づくりは、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できるよう、行われなければならない。
- 2 性の多様性を尊重した社会づくりに当たっては、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備及び暮らしやすい 環境づくりに関する取組が行われなければならない。

(差別的取扱い等の禁止)

- 第四条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、又は禁止してはならない。

3 何人も、正当な理由なくアウティング(性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすことをいう。)をしてはならない。

(県の責務)

- 第五条 県は、第三条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村、関係団体等と相互に連携を図るものとする。

(市町村への支援)

第六条 県は、市町村が性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した 社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の青務)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深め、その事業活動を行うに当たって性の多様性に 配慮した取組を行うよう努めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう 努めるものとする。

(基本計画)

- 第九条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 性の多様性を尊重した社会づくりに関する基本方針
- 二 性の多様性を尊重した社会づくりに関する具体的施策

- 三 前二号に掲げるもののほか、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために 必要な事項
- 3 県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(性の多様性への配慮)

第十条 県は、基本理念にのっとり、県が実施する事務事業において、性の多様性に合理的な配慮をしなければならない。

(制度の整備等)

第十一条 県は、基本理念にのっとり、パートナーシップ・ファミリーシップに関する制度その他の性の多様性を尊重した社会づくりのための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(啓発等)

- 第十二条 県は、性の多様性に関する県民等の理解を深め、暮らしやすい環境づくりを推進するため、必要な啓発、制度 の周知等を行うものとする。
- 2 県は、学校の授業その他の教育活動において、性の多様性に関する理解を深めるため、学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十三条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりを担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずる ものとする。

(相談体制等の整備)

- 第十四条 県は、性の多様性に関する相談体制を整備するものとする。
- 2 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努め

るものとする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

(2) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和 五年法律第六十八号)

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
- 2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として 尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

- 第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。 (事業主等の努力)
- 第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。)の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策 の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項 その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーア イデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

- 第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様 性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相

談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全て の国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用 に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

性の多様性を尊重した社会づくりの推進

(1)性の多様性に関する理解増進(一部新規)

【予算額】25,858千円

一部新規

担当 人権 男女共同参画課 LGBTQ担当 内線 2927

目 的

全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現を目指す。

事業概要

性の多様性を尊重した社会づくりの推進

7.031千円

性の多様性に関する正しい理解が進むよう、企業・県民向けに啓発を実施。

新規 拡充内容 ---

- ▶ 企業向け研修の実施【拡充】 動画配信による基礎研修に加え、講師派遣によるケーススタディを用いた実践型 研修を実施
- ▶ アライ拡大に向けた取組【拡充】
 医療機関や不動産業界向けにリーフレットを作成・配布
- ➤ 若者支援者向け講座の実施【新規】 LGBTQに配慮した対応を目指す、若者支援者向け講座を開催

25.858千円



企業向け研修リ―フレット(イメ―ジ)

(2)性の多様性に関する相談体制の整備

<u> 16,270千円</u>

- ・企業におけるLGBTQに関する取組を促すため、企業からの相談に対応
- 誰にも相談できずに悩んでいるLGBTQ当事者等からの相談に、電話やLINEで対応
- (3)性の多様性に関する暮らしやすい環境づくり(一部新規) 2.557千円
 - LGBTQが安心して生活できる環境づくりに向けた施策を検討するとともに、企業の取組を「見える化」

新規•拡充内容

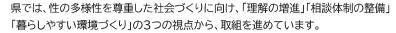
➤ 埼玉県アライチャレンジ企業の取組の「見える化」【拡充】
LGBTQに配慮した取組を進める県内企業の先進事例をHPやSNSで情報発信するとともに、事例やノウハウを共有するための登録企業の交流会を開催



埼玉県アライチャレンジ企業シンボルマーク

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例

「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が令和4年7月8日に施行されました。





詳細はこちら

ご存じですか? 埼玉県アライチャレンジ企業登録制度

県では、性の多様性に配慮した取組を進める企業等を登録し、その取組内容を 県ホームページでご紹介する「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の登録を募集しています。 取組内容は、医療機関の職場環境に関することのほか、患者に対する配慮も含まれます。

企業向けメニュー

基礎を知りたい

動画研修の視聴(にじいろ企業研修)

社内の理解を進めたい

講師派遣による研修

社内の取組を進めたい

相談窓口(にじいろ企業相談)



埼玉県マスコット コバトン&さいたまっち



詳細はこちら

アライの表明にご活用ください!

性的マイノリティ支援の意思を表明するため、「アライ コバトン&さいたまっちマグネットステッカー」を配布しています。

医療機関向け 参考文献

- ・医療者のためのLGBTQ講座 総編集 吉田絵理子
- ・性的マイノリティサポートブック 編 社会福祉法人共生会SHOWA





詳細はこちら

性的マイノリティ

ポータルサイト

埼玉県県民生活部 人権·男女共同参画課

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

& 048(830)2927

☐ a2250-08@pref_saitama.lg.jp

埼玉県 性的マイノリティ ち



令和5年12月作成

性的マイノリティの方たちが安心して医療を受けるために



医療機関で知っておきたい 性の多様性の基礎知識



性的マイノリティ* の方は「うちの病院を利用していない」「うちの職場では働いていない」と 思っていませんか?

埼玉県の調査では、性的マイノリティの割合は、30人に1人*2

医療機関の現場で出会っていないのではなく、気付いていないだけなのかもしれません。いつでも、どこでも、性的マイノリティの方が身近に存在しているという意識が大切です。

- *1 レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれた時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人)などのこと。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。
- *2 埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査(令和2年度)

性の多様性とは

性の在り方は、多様で一人ひとり異なります。 次のような様々な要素の組み合わせによって形作られています。

法律上の性

生まれた時に割り当てられた戸籍上の性別

※ 所定の手続きを経て、法律上・戸籍上の性別を出生時のものから変更する人もいます

性的指向

恋愛や性的な関心がどの性別に向くか、向かないか 異性愛、同性愛、両性愛など、様々な形がある

性自認

自分の性別をどのように認識しているか 男性/女性という認識だけでなく、中間、どちらでもないなど、その在り方は多様

性表現

自分の性をどのように表現するか 服装・髪型など

SOGIとは

性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとって「SOGI(ソジ)」という言葉が使われることがあります。

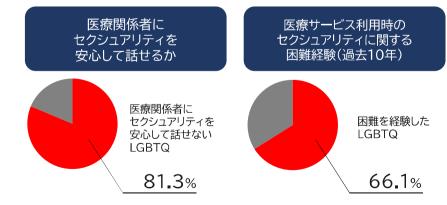
SOGIは、性的マイノリティに限らず全ての人にあてはまる属性です。 SOGIは誰にでも関わりがある大切な性の在り方と言えます。

医療機関で困ったこんなこと、あんなこと

~性的指向と性自認によって、困り事が異なる点があります~

- ▶ パートナーが入院したが、病室での付き添いや看護をさせてもらえなかった。
- ▶ 医療機関の受付で戸籍上の名前が呼ばれるため、受診しづらくなった。
- ▶ 性自認・性的指向に困難を抱えている場合に特有の医療ニーズに沿って安心して 受診できる医療機関が地域になく、健康を害してしまった。
- ▶ 鬱(うつ)で受診しているが、自身にとって重要なアイデンティティの一つである 性的指向・性自認(SOGI)の話ができていない。
- ▶ 産婦人科や泌尿器科の医師に性的指向を打ち明けたところ、 「そんな不道徳な生き方はよくない」と説教され、深く傷ついた。

(出典)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会 「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(第3版)(令和元年3月



(出典)認定NPO法人ReBit「LGBTQ医療福祉調查2023」令和5年3月

どうして取組を進める必要があるのか?

- ✓ 性的マイノリティは30人に1人 ~患者や医療従事者にいらっしゃる可能性も~
- ✓ 性的マイノリティの立場に立ったケアは、全ての人のケアの向上に
- ✓ 働きやすい職場づくりで人材の確保へ

できることから、取り組んでみませんか?

「アウティング」*3 は時には命の危険につながる行為です。

アウティングをしないよう、本人にどの範囲まで伝えて良いかをしっかり確認しましょう。

*3 性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと

医療機関として

- ▶ 性の多様性に関する研修の実施
- ▶ 「アライコバトン&さいたまっちマグネットステッカー」などを掲示したり、 性の多様性を尊重する方針等を内外に広く公開するなどアライ*4 の表明 *4 性的マイノリティを理解し、支援している人、または支援したいと思う人のこと
- ▶ フルネームでなく、名字や番号で呼び出し
- ▶ 性別にとらわれない制服や病衣の導入
- 性的指向や性自認に関する相談体制の整備
- ▶ SOGIハラスメント*5 防止対策を行う
 - *5 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと

医療従事者として

- ▶ 待合など公共な場所では、繊細な話題についての問診は避けるなど、あらゆる場面で、 患者のプライバシーへの配慮
- ▶ 性的指向又は性自認に関して、本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かさず、 誰にどこまで伝えてよいかを本人に確認する
- ▶ 医療従事者側が一方的に判断せずに、本人に何を望んでいるかを尋ねる
- ▶ 性別や関係性を決めつけず、適切な言葉を 用いる

気を付ける言葉	言い換え表現
OO<ん/OO5ゃん	೦೦ಕೂ
彼氏/彼女	恋人/パートナー

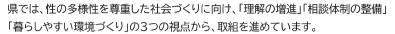
県立病院における取組

県立病院(循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター、 精神医療センター、総合リハビリテーションセンター)における 同性パートナーへの病状説明、治療同意等の状況についてホームページで公開しています。



埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例

「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が令和4年7月8日に施行されました。





詳細はこちら

ご存じですか? 埼玉県アライチャレンジ企業登録制度

県では、性の多様性に配慮した取組を進める企業等を登録し、その取組内容を 県ホームページでご紹介する「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の登録を募集しています。 取組内容は、不動産会社の職場環境に関することのほか、顧客に対する配慮も含まれます。

企業向けメニュー

基礎を知りたい

動画研修の視聴(にじいろ企業研修)

社内の理解を進めたい 講師派遣による研修

社内の取組を進めたい 相談窓口(にじいろ企業相談)



コバトン&さいたまっち



詳細はこちら

アライの表明にご活用ください!

性的マイノリティ支援の意思を表明するため、「アライ コバトン&さいたまっちマグネットステッカー」を配布しています。





詳細はこちら

性的マイノリティ

ポータルサイト

埼玉県県民生活部 人権·男女共同参画課

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

& 048(830)2927

□ a2250-08@pref.saitama.lg.jp

埼玉県 性的マイノリティ



令和5年12月作成

性的マイノリティの方たちが安心して暮らすために





住まいに関わる方に知ってほしい 性の多様性の基礎知識

性的マイノリティ* の方は「うちの会社を利用していない」「うちの職場では働いていない」と思っていませんか?

埼玉県の調査では、性的マイノリティの割合は、30人に1人*2 これまで出会っていないのではなく、気付いていないだけなのかもしれません。 いつでも、どこでも、性的マイノリティの方が身近に存在しているという意識が大切です。

- *1 レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれた時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人)などのこと。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。
- *2 埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査(令和2年度)

性の多様性とは

性の在り方は、多様で一人ひとり異なります。 次のような様々な要素の組み合わせによって形作られています。

法律上の性

生まれた時に割り当てられた戸籍上の性別

※ 所定の手続きを経て、法律上・戸籍上の性別を出生時のものから変更する人もいます

性的指向

恋愛や性的な関心がどの性別に向くか、向かないか 異性愛、同性愛、両性愛など、様々な形がある

性自認

自分の性別をどのように認識しているか

男性/女性という認識だけでなく、中間、どちらでもないなど、その在り方は多様

件表現

自分の性をどのように表現するか 服装・髪型など

SOGIとは

性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとって「SOGI(ソジ)」という言葉が使われることがあります。

SOGIは、性的マイノリティに限らず全ての人にあてはまる属性です。 SOGIは誰にでも関わりがある大切な性の在り方と言えます。

住まい探しで困ったこんなこと、あんなこと

~性的指向と性自認によって、困り事が異なる点があります~

- 1 パートナーと二人の名義で住居を借りようとしたところ、ルームシェアが可能な物件にしか 入居できず、年齢等の条件を含めると、入居が可能な物件がほとんど見つからなかった。
- 2 パートナーと二人で収入を合算して住宅ローンを組もうとしたところ、法定相続が 生じないことを理由に拒否された。
- 3 住宅を借りる際、住民票の性別記載が外見と異なることを理由に大家から断られた。
- 4 入居お断り事項にセクシュアリティについて記載されていた。
- 5 どのような関係ですか?もしかして?と冗談めかして聞かれた。
- 6 パートナーと同棲予定であることを隠すように勧められた。

(出典)

- 1~3 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会 「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(第3版)」令和元年3月
- 4~6 追手門学院大学准教授葛西リサ研究室、NPO法人カラフルチェンジラボ代表理事三浦暢久 「セクシュアルマイノリティの「住まい/暮らしの実態」に関するアンケート調査」令和3年10月~11月

セクシュアリティを理由に 不動産屋に行くことは 抵抗や不安がある

部屋を借りる、契約するときに 自分のセクシュアリティを 開示することにストレスを感じる





(出典)追手門学院大学准教授葛西リサ研究室「セクシュアルマイノリティの住まいの問題に関するアンケート調査」 令和2年12月~3年3月

どうして取組を進める必要があるのか?

- ✓ 性的マイノリティは30人に1人 ~顧客や社員にいらっしゃる可能性も~
- ✓ 性的マイノリティの立場に立ったサービスは、 全ての人のサービスの向上に
- ✔ 働きやすい職場づくりで人材の確保へ

できることから、取り組んでみませんか?

「アウティング」*3は時には命の危険につながる行為です。

アウティングをしないよう、本人にどの範囲まで伝えて良いかをしっかり確認しましょう。

*3 性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと

会社として

- ▶ 性の多様性に関する研修の実施
- ▶「アライコバトン&さいたまっちマグネットステッカー」などを掲示したり、 性の多様性を尊重する方針等を社内外に広く公開するなどアライ*4 の表明 *4 性的マイノリティを理解し、支援している人、又は支援したいと思う人のこと
- ▶ 性別にとらわれない制服の導入
- ▶ 性的指向や性自認に関する相談体制の整備
- ▶ SOGIハラスメント*5 防止対策を行う
 - *5 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと

社員として(対顧客)

- ▶ 入居要件に関わりのないプライベートな質問はしない
- ▶ 性的指向又は性自認に関して、本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かさず、 誰にどこまで伝えてよいかを本人に確認する
- ▶ 周囲に会話が聞こえないように別室で対応するなどの 配慮をする
- ▶ 性別や関係性を決めつけず、適切な言葉を用いる

気を付ける言葉	言い換え表現		
レズ	レズビアン		
ホモ	ゲイ		
彼氏/彼女	恋人/パートナー		

県の取組

性の多様性を尊重するため、県営住宅の入居基準を見直し、同性パートナーである方も 県営住宅に入居できるようになりました。詳しくはホームページでご確認ください。

また、性的マイノリティなど住宅確保要配慮者の住まい探しに協力いただける 不動産仲介業者を登録する「埼玉県あんしん賃貸住まいサポート店」もご活用ください。



県営住宅の

埼玉県マスコット

さいたまっち

是比例多是表籍

埼玉県LGBTQ県民相談 🚾 🚾

電話とLINEで悩みを相談できます 「相談無料」「秘密厳守」です

- 自分がLGBTQ当事者で あるかよく分からない
- 家族、友人が性的指向や性自認に 悩んでいるようだ
- 誰にも打ち明けられなかった想いを聞いて欲しい

性的指向(好きになる性)や性自認(自分の性の認識) に関する悩みについて、電話やLINEで相談ください。 ※LGBTQは性的マイノリティを表す総称として表記しています。

相談日時 毎週土曜日18時~22時 (最終受付は21時30分・年末年始除く)

対象者県内在住、通学・通勤等のLGBTQの方やその周りの方

電話番号 0570-022-282

LINE相談 https://lin.ee/2f90PQMd→ 简







埼玉県 にじいろ県民相談



お問合せ:埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課・電話:048-830-2927



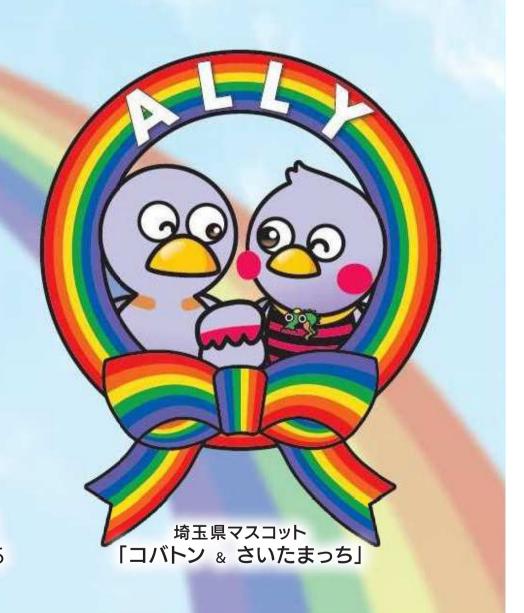
LGBTQ

(性的マイノリティ)

相談案内

制作: 埼玉県 県民生活部 人権 · 男女共同参画課

電話:048-830-2927 FAX:048-830-4755



にじいろ県民相談 埼玉県LGBTQ県民相談



性的指向や性自認に関する悩みについて、 県民の方が相談できる専門窓口です。 電話とLINEでお受けします。(相談無料)

毎週土曜日(年末年始除く) 18時~22時(最終受付21時30分)



電話相談(ナビダイヤル)

0570-022-282



LINE相談

左の二次元コードを読み込むか、 LINEアプリで「埼玉県」にじいろ県民相談」 を検索し登録すると相談できます。



埼玉弁護士会 LGBT法律相談

当事者だけでなく、その家族や雇用主、担任教師などの相談にも応じます。



(相談料無料・匿名相談可能・事前予約は不要)

毎月第1・第3水曜日(祝日・年末年始を除く) 10時~12時・13時~16時

よりそいホットライン

一般社団法人 社会的包摂サポートセンター

どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決する方法を探します。(相談料・通話料は無料です)



毎日24時間無休



-773-776

(通話による聞き取りが難しい方)

以下の相談窓口は専門の相談窓口ではありませんが、御相談に応じています。

埼玉県男女共同参画推進センター With You さいたま

家族、パートナー、DV、人間関係などの相談を受けています。

№ 048-600-3800

With Youさいたま 検索、

月~土 10時~20時30分 (祝日・第3木曜日・年末年始を除く)

埼玉県立精神保健福祉センター (精神保健に関する相談に限る)

精神保健に関する問い合わせ・来所相談を受けています。(さいたま市の方を除く)

№ 048-723-6811

来所相談予約受付時間: 月~金 9時~17時(祝日・年末年始を除く)

埼玉県こころの電話

こころの健康や悩みに関する電話相談です。(さいたま市の方を除く)

№ 048-723-1447

月~金 9時~17時 (祝日・年末年始を除く)

埼玉県立総合教育センター よい子の電話教育相談

県内の小・中・高校生・青少年(原則18歳まで)に関する相談。いじめ、不登校、学校生活、性格、行動などの相談を受けています。

🌭 子供用 #7300 または 0120-86-3192 保護者用 048-556-0874

毎日 24時間

受信確認・返信 平日9時~17時

性の多様性を尊重した社会づくりの推進

【予算額】32.536千円

一部新規

担当 人権 男女共同参画課 LGBTQ担当 内線 2927

目 的

全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現を目指す。

事業概要

1 性の多様性を尊重した社会づくりの推進

32,536千円

(1)理解の増進(一部新規)

10 074千円

- 性の多様性に関する正しい理解が進むよう県民・企業向けに啓発を実施
- 新規・拡充内容 ------
- ▶「性の多様性を知る!分かる!」動画等によるアライ*の拡大【拡充】 正しい理解を促進するため、ロールプレイング形式などの動画や啓発資料を作成 *性的マイノリティを理解し、支援している人、又は支援したいと思う人のこと
- ▶ 県内の大学間のネットワークを立ち上げ【新規】
- (2)相談体制の拡充(一部新規)

<u> 16,488千円</u>

- 当事者等が相談しやすいよう従来の電話やLINEに加えメタバースを活用(にじいろ県民相談)
- ・企業における取組を促すため企業からの相談に対応(にじいろ企業相談)
- 新規 拡充内容 ------
- ▶ メタバース「にじいろ県民相談」【拡充】
 音声とチャットを組み合わせたメタバース相談を試行的に実施
- <u>(3) 暮らしやすい環境づくり (一部新規)</u>

5, 974千円

- 埼玉県アライチャレンジ企業の登録を働き掛けるとともに、企業向けの事例集を作成
- 様々な企業等が情報共有できるセミナーを実施

新規 • 拡充内容

- ▶ 埼玉県版「働きやすい環境づくりガイドブック」【新規】 性の多様性に配慮した取組が分からない県内企業向けに事例をまとめた県独自の ガイドブックを作成
- ▶ アライによる暮らしやすい環境づくり推進セミナー【新規】
 企業、大学、市町村などの担当者を集め、実践的な取組を促すためのセミナーを実施



基礎的知識の啓発資料 (イメージ)



埼玉県アライチャレンジ企業 シンボルマーク

埼玉県にじいろ県民講座

性の多様性に関する基礎知識





- 1. 講師紹介
- 2. 性の構成要素、性的マイノリティとは
- 3. 性的マイノリティの割合と社会的な課題
- 4. カミングアウト・アウティング
- 5. アライ(ALLY)について
- 6. まとめ



埼玉ALLY大学ネットワーク

現状・課題

<令和2年度埼玉県 多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査より>

- カミングアウトした時期が | 9~29歳の割合が多い
- 他の世代に比べて | 0代後半から20代は性の多様性に理解がある
- 性の多様性に関する取組内容は大学によって異なっている

必要な取組

- 性の多様性に関する取組が先進的な大学の情報共有
- これからの性の多様性を尊重した社会で活躍できる学生への情報発信

(例) 性的マイノリティ当事者・アライの大学生の居場所づくり、性の多様性に関するカリキュラムの提供

学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずる 条例第12条第2項

埼玉ALLY大学ネットワーク

県内どこの大学に通っても、全ての学生・職員の 性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現



今後のスケジュール (予定)

2024年度

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
準備会①		準備会②	ネット ワーク 立ち上げ	・大学調査・セミナー			大学調査 結果共有	

今後のスケジュール

埼玉県性の多様性に関する施策推進会議

(第1回)

令和6年 8月 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画の進捗について 県の事業について

(第2回)

時期調整中 次期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画について